

分野	20	通番	1
法律名	地域保健法(昭和二十二年法律第一百号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第10条		×		
第14条		×		
第21条	第2項	×		
第21条	第3項	iv	e	
第21条	第4項	×		

分野	20	通番	2
法律名	健康増進法(平成十四年法律第百三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第8条	第1項	×	
第8条	第3項	×	
第14条	第1項	ア	
第17条	第1項	ウ	
第18条	第1項	ウ	
第18条	第2項	×	
第19条	第1項	×	
第19条の3	第1項	×	
第24条	第2項	ア	
第27条	第2項	ア	

分野	20	通番	3
法律名	栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第2条	第1項	イ	
第3条の2	第1項	ア	
第4条	第1項	イ	
第4条	第2項	ア	
第5条	第3項	イ	

分野	20	通番	4
法律名	調理師法(昭和三十二年法律第一百四十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第1項	イ	
第3条の2	第1項	イ	
第5条	第1項	ア	
第5条	第3項	ア	

分野	20	通番	5
法律名	食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第24条	第1項	√	
第24条	第2項	×	
第24条	第3項	×	
第24条	第4項	×	
第24条	第5項	×	
第28条	第2項	ア	
第29条	第1項	×	
第29条	第2項	×	
第62条	第1項		準用規定
第62条	第3項		準用規定
第64条	第2項	×	
第65条		×	
第66条			読替規定
第67条			適用規定

分野	20	通番	6
法律名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第1項	v		
第5条	第2項	v		
第6条	第2項			準用規定
第16条	第9項	x		
第20条		v・vi		
第21条	第3項	x		
第24条	第1項	x		
第24条	第3項	iv	d	
第34条	第1項	iv	d	
第34条	第2項	x		
第35条	第1項	x		
第35条	第3項	iv	d	
第38条	第3項	ア		
第39条	第1項	x		
第39条	第2項	x		

分野	20	通番	7
法律名	製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第1項	イ	
第7条	第1項	ア	
第7条	第3項	ア	

分野	20	通番	8
法律名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第10条	第1項	v・vi		
第10条	第2項	x		
第10条	第3項	v・vi		
第10条	第4項	x		
第10条	第5項	x		
第12条	第2項	v・vi		第12条第5項で準用
第12条	第3項	v・vi		第12条第5項で準用
第12条	第5項			準用規定
第14条	第1項	iv	d	
第14条	第3項	v・vi		
第16条	第1項	x		
第18条	第5項	x		
第18条	第6項	x		
第19条	第2項	ア		
第19条	第7項	x		
第20条	第6項	ア		
第24条	第4項	x		
第24条	第5項	x		
第24条の2	第3項	ア		
第26条				準用規定
第31条	第2項	v		
第35条	第2項	ア		
第35条	第4項			準用規定
第36条	第1項	ア		
第36条	第2項	ア		
第36条	第3項	v・vi		
第36条	第4項			準用規定
第37条	第1項	v・vi		
第37条の2	第3項	x		
第38条	第2項	iv	d	
第40条	第5項	iv	c	
第42条	第3項	v・vi		
第46条	第5項	ア		
第50条	第7項			準用規定
第51条	第1項	v・vi		第51条第4項で準用

分野	20	通番	8
法律名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第51条	第4項			準用規定
第53条の2	第3項	×		
第53条の2	第5項	×		
第53条の8	第1項	×		
第53条の8	第2項	×		
第53条の9		×		
第53条の10		×		
第53条の11	第2項	iv	e	
第53条の12	第1項	ア		
第53条の12	第2項	ア		
第53条の13		v・vi		
第53条の14		v・vi		
第56条の27	第3項	ア		
第56条の31	第2項	ア		
第56条の38	第5項	v・vi		
第64条	第1項			読替規定
第64条	第2項			読替規定

分野	20	通番	9
法律名	がん対策基本法(平成十八年法律第九十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第11条	第1項	×	
第11条	第3項	×	
第11条	第4項	×	
第11条	第5項		準用規定

分野	20	通番	10
法律名	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第1項	v・vi	
第7条		v	
第12条	第1項	i	
第12条	第2項	i	
第24条		x	

分野	20	通番	11
法律名	狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第1項	×		
第3条	第2項	ア		
第4条	第2項	ア		
第5条	第2項	ア		
第6条	第1項	vi		
第6条	第6項			準用規定
第6条	第7項	iv ア	e	
第6条	第8項	×		
第6条	第9項	vi		
第6条	第10項	i		
第14条	第2項			準用規定
第18条	第2項			準用規定
第21条		vi		
第25条				読替規定

分野	20	通番	12
法律名	検疫法(昭和二十六年法律第二百一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第32条	第1項	×	第32条第3項で準用
第32条	第3項		準用規定

分野	20	通番	13
法律名	水道法(昭和三十二年法律第一百七十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条の2	第2項	×	
第5条の2	第3項	×	
第5条の2	第4項	×	
第5条の2	第5項	×	
第6条	第1項	×	
第7条	第1項	×	
第7条	第2項	×	
第7条	第3項	×	
第7条	第4項	×	
第7条	第5項	×	
第10条	第1項	×	
第10条	第3項	×	
第11条	第1項	×	
第11条	第2項	×	
第12条	第1項	×	
第13条	第1項	×	
第13条	第2項	√	
第14条	第1項	×	
第14条	第4項	×	
第14条	第5項	×	
第15条	第1項	√	
第15条	第2項	√	
第17条	第1項	ア	
第17条	第2項	ア	
第18条	第1項	√	
第19条	第3項	×	
第20条	第1項	√	
第20条	第2項	√	
第20条	第3項	×	
第21条	第1項	√	
第21条	第2項	√	
第23条	第1項	√	
第24条	第1項	√	
第24条	第2項	i	
第24条	第3項	√	

分野	20	通番	13
法律名	水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第24条の3	第2項	×	
第25条の3	第1項	×	
第26条		×	
第27条	第1項	×	
第27条	第2項	×	
第27条	第3項	×	
第27条	第4項	×	
第30条	第1項	×	
第30条	第2項	×	
第30条	第3項	×	
第31条			準用規定
第33条	第5項	ア	
第33条	第6項	ア	
第39条	第4項	ア	
第40条	第9項		準用規定
第42条	第2項	i	
第48条の2	第1項		準用規定
第48条の2	第2項		準用規定
第49条	第1項		読替規定

分野	20	通番	14
法律名	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成六年法律第八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第4項	×	
第5条	第1項	×	
第5条	第4項	×	
第5条	第5項	×	
第5条	第6項	×	
第5条	第7項	×	
第5条	第8項	×	
第5条	第10項		準用規定
第7条	第1項	×	
第7条	第5項	×	
第7条	第6項	×	
第7条	第7項	×	
第7条	第8項	×	
第7条	第9項	×	
第7条	第10項		準用規定
第10条	第1項	√	
第10条	第2項	√	
第10条	第3項	√	

分野	20	通番	15
法律名	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条	第3項	iv	e	
第4条	第5項	×		
第4条	第8項	×		
第4条	第9項			準用規定
第5条	第1項	×		
第5条	第2項	×		
第5条	第6項	×		
第5条	第7項	×		
第5条	第8項	iv	g	
第5条	第9項	×		
第5条	第10項	×		
第5条	第12項			準用規定
第9条	第1項	×		
第9条	第2項	×		
第9条	第3項	×		
第9条	第4項	×		
第16条	第5項	×		
第18条	第3項			準用規定
第27条	第2項	×		

分野	20	通番	16
法律名	下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第2条の2	第1項	×		
第2条の2	第2項	×		
第2条の2	第3項	×		
第2条の2	第6項	iv	e	
第2条の2	第7項	×		
第2条の2	第9項	×		
第4条	第1項	×		
第5条	第1項	×		
第6条		×		
第7条		×		
第8条		×		
第9条	第1項	×		
第9条	第2項			準用規定
第12条の10	第1項	iv	e	
第12条の10	第2項	iv	e	
第13条	第1項	ア		
第13条	第2項	ア		
第14条	第2項	×		
第20条	第3項	×		
第21条	第1項	×		
第21条	第2項	×		
第21条の2	第1項	v・vi		
第22条	第1項	×		
第22条	第2項	×		
第23条	第1項	ア		
第23条	第3項	×		
第24条	第2項	×		
第24条	第3項	×		
第25条の3	第1項	×		
第25条の3	第2項	iv	e	
第25条の3	第4項			準用規定
第25条の4	第1項	×		
第25条の6		iv	e	
第25条の7	第2項	iv	e	
第25条の9		×		

法律名	下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)
-----	---------------------

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第25条の10	第1項			準用規定
第25条の10	第2項			準用規定
第27条	第1項	×		
第27条	第2項	×		
第28条	第1項	×		
第29条	第2項	×		
第31条				準用規定
第32条	第2項	ア		
第32条	第3項	ア		
第32条	第4項	ア		
第32条	第5項	ア		
第32条	第6項	ア		
第32条	第8項	i		
第32条	第9項	i		
第32条	第10項	i		
第33条	第2項	×		
第38条	第3項	ア		
第38条	第4項	i		
第38条	第5項			準用規定
第41条		×		
第43条		ア		

分野	20	通番	17
法律名	日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第5項	×	
第8条	第1項	×	
第8条	第4項	×	
第10条	第1項	×	
第11条		×	

分野	20	通番	18
法律名	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条	第4項	×	
第7条	第4項	×	
第7条の15	第2項	ア	第11条第2項、第12条の5第2項で準用
第11条	第1項	ア	
第11条	第2項		準用規定
第12条の2	第2項	×	
第12条の2	第4項	×	
第12条の5	第2項		準用規定

分野	20	通番	19
法律名	理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条の13	第2項	ア	第13条第2項で準用
第13条	第2項		準用規定
第14条	第2項	イ	

分野	20	通番	20
法律名	美容師法(三十二年法律第百六十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条の13	第2項	ア	第14条第2項で準用
第14条	第2項		準用規定
第15条	第2項	イ	

分野	20	通番	21
法律名	興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第2条	第2項	ア	
第5条	第2項	ア	
第7条	第1項	ア	
第7条	第2項	ア	

分野	20	通番	22
法律名	旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第4項	×	
第3条	第5項	ア	
第7条	第2項	ア	
第9条	第1項	ア	
第9条	第2項	ア	

分野	20	通番	23
法律名	公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第2条	第2項	ア	
第6条	第2項	ア	
第7条	第2項	ア	

分野	20	通番	24
法律名	クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第6条		イ		
第7条	第1項	イ		
第7条	第2項	イ		
第7条の2	第3項	イ		
第7条の5	第1項	×		
第7条の5	第3項	iv	d	
第7条の13	第3項	ア		
第7条の16	第1項	iv	d	
第7条の16	第2項	×		
第7条の17	第1項	イ		
第7条の17	第3項	iv	d	
第8条	第1項	ア		
第10条	第2項			準用規定
第10条の2		×		
第13条	第1項	ア		
第13条	第2項	ア		
第14条	第2項	×		

分野	20	通番	25
法律名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和三十二年法律第百六十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第57条の3	第3項	×	
第57条の3	第5項	×	
第58条	第3項		準用規定
第60条	第2項	ア	
第62条	第1項	ア	
第62条	第2項	ア	
第62条の2	第1項	ア	
第62条の2	第2項	ア	

分野	20	通番	26
法律名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条の5	第1項	×		
第5条の5	第2項	×		
第5条の5	第3項	iv	e	
第5条の5	第4項	×		
第6条	第1項	×		
第6条	第2項	×		
第6条	第3項	×		
第6条	第5項	×		
第6条の2	第1項	×		
第6条の2	第2項	×		
第6条の2	第3項	×		
第7条	第5項	×		
第7条	第10項	×		
第7条の2	第2項			準用規定
第7条の4	第1項	×		
第8条	第4項	×		
第8条	第5項	iv	e	
第8条の2	第1項	才		
第8条の2	第3項	×		
第9条	第2項			準用規定
第9条の2の2	第1項	才		
第9条の3	第1項	才		
第9条の3	第2項	才		
第9条の3	第4項	才		
第9条の3	第5項	才		
第9条の3	第6項	ア		
第9条の3	第7項	×		
第9条の3	第8項			準用規定
第9条の3	第10項			準用規定
第9条の5	第2項			準用規定
第9条の6	第2項			準用規定
第12条	第9項	×		
第12条の2	第10項	×		
第13条	第1項	才		

分野	20	通番	26
法律名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第15条の13	第2項	ア		第15条の16により都道府県が処理する 事務
第15条の17	第1項	×		
第15条の17	第2項	×		
第15条の17	第4項	×		
第15条の17	第5項			準用規定
第15条の18	第1項	ア		
第15条の18	第2項	ア		
第15条の18	第3項	ア		
第19条	第3項	ア		
第19条の4	第2項	ア		
第19条の4の2	第1項	×		
第19条の4の2	第2項			準用規定
第19条の7	第1項	ア		
第19条の7	第4項	i		
第19条の7	第5項			準用規定
第19条の8	第1項	ア		
第19条の8	第4項	i		
第19条の8	第5項			準用規定
第19条の10	第2項			準用規定
第19条の11	第1項	ア		
第19条の11	第2項	ア		
第19条の11	第3項	×		
第21条	第3項	×		
第21条の2	第1項	v		

分野	20	通番	27
法律名	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
		iv	b	
第7条	第1項	iv	b	
第7条	第2項	×		
第7条	第3項	×		
第9条		×		

分野	20	通番	28
法律名	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(平成十五年法律第九十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第2項	×	
第4条	第4項	×	
第4条	第6項	×	
第4条	第7項		準用規定

分野	20	通番	29
法律名	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第8条	第1項	×	
第8条	第2項	×	
第8条	第3項	×	
第8条	第4項	×	
第9条	第1項	×	
第9条	第2項	×	
第9条	第3項	×	
第9条	第4項	×	
第9条	第5項	×	
第10条	第1項	×	
第10条	第2項	×	

分野	20	通番	30
法律名	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成四年法律第六十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
		iv	e	
第6条	第2項	iv	e	
第7条	第2項	iv	e	
第11条	第2項	x		
第11条	第3項	iv	e	
第11条	第5項	x		
第11条	第6項			準用規定
第14条		x		
第26条	第1項			適用規定

分野	20	通番	31
法律名	浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第23条	第1項	ア	
第23条	第2項	ア	
第24条	第1項	×	
第24条	第2項	ア	
第25条	第2項		準用規定
第27条	第1項	ア	
第27条	第2項		準用規定
第32条	第3項		準用規定
第35条	第4項	ア	
第36条		×	
第41条	第3項		準用規定
第53条	第2項	ア	
第53条	第3項	ア	
第54条		ア	
第57条	第1項	×	
第57条	第2項	×	

分野	20	通番	32
法律名	広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条	第2項	×	
第6条	第1項	i	
第9条	第1項	×	
第9条	第2項	×	
第10条		×	
第11条	第1項	×	
第12条	第1項	×	

分野	20	通番	33
法律名	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(昭和五十年法律第三十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第2項	×	
第3条	第3項	×	
第4条	第1項	×	
第4条	第2項		準用規定
第5条		×	

分野	20	通番	34
法律名	墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第8条		ア	
第18条	第2項	ア	
第19条の2			準用規定

分野	20	通番	35
法律名	と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第14条	第5項	v、vi	
第14条	第6項	v、vi	
第17条	第2項	ア	
第19条	第2項	×	

分野	20	通番	36
法律名	化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第百四十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第4条		ア		
第6条	第2項	ア		
第8条				準用規定
第9条	第2項	×		
第9条	第5項			準用規定

分野	20	通番	37
法律名	診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第9条	第2項	×	
第28条	第3項	ア	

分野	20	通番	38
法律名	臨床検査技師等に関する法律(昭和三十二年法律第七十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第8条	第2項	×	
第20条の3	第2項	×	
第20条の3	第3項	√	
第20条の4	第2項		準用規定
第20条の5	第2項	ア	
第20条の7		×	
第20条の8			準用規定

分野	20	通番	39
法律名	理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第百三十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第7条	第2項	×	

分野	20	通番	40
法律名	視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第8条	第2項	×	

分野	20	通番	41
法律名	歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第8条	第2項	×	
第9条		ア	
第24条		√	
第25条			準用規定
第27条	第2項	ア	

分野	20	通番	42
法律名	保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第11条		イ	
第12条	第4項	イ	
第12条	第5項	ア	
第13条	第2項	ア	
第15条	第6項	×	
第15条	第10項	ア	
第15条	第13項	×	
第15条	第17項		準用規定
第15条の2	第4項	イ	
第15条の2	第5項	ア	
第18条		×	
第27条	第1項	×	

分野	20	通番	43
法律名	看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
		iv	d	
第14条	第2項	iv	d	
第14条	第3項	iv	d	
第14条	第5項	iv	d	
第19条	第1項	iv	d	
第19条	第3項	iv	d	

分野	20	通番	44
法律名	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第6条の3	第1項	×		
第6条の3	第2項	×		
第6条の3	第5項	×		
第6条の4	第1項	√		
第6条の8	第3項	ア		
第6条の10		√		
第6条の11	第2項	×		
第7条	第3項	√		
第7条	第4項	√		
第7条の2	第4項	×		
第7条の2	第5項	×		
第10条	第1項	√		
第10条	第2項	√		
第11条		√		
第12条	第2項	√		
第12条の2	第2項	×		
第14条の2	第1項	√		
第15条	第3項	√		
第15条の2		√		
第16条		√		
第18条		×		
第19条		√		
第20条		√		
第21条	第1項	×		
第21条	第2項	×		
第25条の2		×		
第27条		×		
第30条		ア		
第30条の4	第1項	√		
第30条の4	第2項	×		
第30条の4	第3項	×		
第30条の4	第9項	iv	e	
第30条の4	第10項	×		
第30条の4	第11項	iv	a	
第30条の4	第12項	×		

分野	20	通番	44
法律名	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第30条の6	第1項	×	
第30条の12	第1項	√	
第45条	第1項	i	
第50条	第2項	i	
第52条	第2項	i	
第63条	第2項		準用規定
第67条	第1項	ア	
第68条	第1項		民法第40条の準用
第71条の3	第1項	√	
第71条の3	第2項	√	

分野	20	通番	45
法律名	救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成十九年法律第百三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条	第1項	×	
第5条	第2項	iv	
第6条		×	

分野	20	通番	46
法律名	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第13条	第1項	×	
第14条	第1項	×	
第14条	第2項	×	
第33条の5			準用規定
第45条	第2項	ア	
第45条	第3項	ア	
第45条	第5項		準用規定
第45条の2	第4項	ア	
第45条の2	第5項		準用規定
第47条	第1項	ウ	
第47条	第2項	ウ	
第47条	第4項	ウ	
第48条	第2項	×	
第49条	第1項	ウ	
第49条	第2項	ウ	
第49条	第3項	×	

分野	20	通番	47
法律名	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第10条	第2項	ア	
第11条	第2項	×	

分野	20	通番	48
法律名	柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第21条	第2項	ア	
第22条		×	

分野	20	通番	49
法律名	死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第8条	第1項	×		
第13条	第1項	ア		
第16条				行旅病人及行旅死亡人取扱法を適用

分野	20	通番	50
法律名	薬剤師法(昭和三十五年法律第一百四十六号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第8条	3	×	
第8条	第7項において読み替えて準用する行政手続法第15条第2項	ア	
第8条	第7項において準用する行政手続法第20条第1項	ア	
第8条	9	ア、イ	
第8条	16	ア、イ	
第8条	18	ア	
第8条の2	第5項		準用規定

分野	20	通番	51
法律名	薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第8条の2	第5項	√	
第28条	第2項	√	
第30条	第1項	√	
第34条	第1項	√	
第36条の4	第1項	イ	
第69条	第5項	ア	
第75条	第2項	×	
第76条		ア	
第76条の8	第2項		準用規定

分野	20	通番	52
法律名	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第一百六十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第10条	第4項	√	
第10条	第5項	×	
第23条	第2項	ア	

分野	20	通番	53
法律名	毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第1項	√	
第5条	第1項	√	
第6条		√	
第6条の2	第2項	√	
第9条	第2項		準用規定
第17条	第4項	ア	
第19条	第2項	√	
第19条	第5項	×	
第20条	第1項	ア	
第20条	第2項	ア	
第20条	第3項	ア	
第22条	第4項		準用規定
第22条	第5項		準用規定
第22条	第7項		準用規定

分野	20	通番	54
法律名	麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第1項	ア	
第4条	第2項	ア	
第9条	第2項	ア	
第50条の4	第1項		準用規定
第50条の7	第1項		準用規定
第50条の26	第4項	√	
第50条の38	第3項	ア	
第52条	第1項	ア	
第52条	第2項	ア	
第52条	第3項	ア	
第54条	第8項		警察官職務執行法の準用
第56条	第1項	×	
第56条	第2項	×	
第58条	第1項	√	
第58条の13	第3項	×	
第58条の13	第4項	×	
第58条の17	第2項		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の準用
第58条の18	第3項	×	
第60条の2	第4項	√	

分野	20	通番	55
法律名	大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条	第2項	√	
第6条	第1項	ア	
第7条	第1項	ア	
第10条	第3項	ア	
第21条	第2項	ア	
第22条の3	第4項	√	

分野	20	通番	56
法律名	あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第12条	第4項	×	
第44条	第6項	×	

分野	20	通番	57
法律名	覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第3条	第1項	√	
第5条	第1項	ア	
第8条	第2項	ア	
第10条	第3項	ア	
第12条	第4項	ア	
第30条の2	第1項	√	
第30条の3	第2項		準用規定
第30条の5	第1項		準用規定
33条	第3項	ア	
第34条	第1項	×	
第34条の3	第3項	√	
第36条	第1項	√	
第36条	第2項	√	